

サステナビリティ情報の開示基準及び保証業務基準(8)

～専門グループで「サステナ保証の担い手を巡って意見割れ」も～

シニア・フェロー(非常勤) 水口 啓子

(要旨)

- 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、WG)の意見を踏まえ、保証業務についての詳細を議論することを主眼に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(以下、専門グループ)が新設され、第4回会合が5月27日に開催された。専門グループの議論の中で特にサステナビリティ情報の保証の担い手について未だメンバーの意見が大きく割れている。
- 具体的には、保証の担い手は「監査法人の独占業務とする論理に乏しく、市場での競争を通じた質の高まりを期待すべき」、「企業に保証の担い手の選択肢が与えられるべきであり、また、既に行われている任意保証を考慮すると、必ずしも監査法人に限定すべきではない」など、保証の担い手を監査法人に限定すべきでないとの意見が聞かれた。
- 他方で、「SSBJ(我が国の「サステナビリティ基準委員会」)基準で開示が求められるサステナビリティ情報は、財務情報との関連性が重視されていること」、「財務諸表監査人は、既に有価証券報告書のサステナビリティ情報に対する通読・検討を行っていることから、財務諸表の監査を担う監査法人に限定することが合理的である」といった、保証の担い手は監査法人に限定すべきとの意見があった。
- さらに「当初の保証対象となる企業数が限られていること、保証の義務化までの時間的制約などを考慮すると、まずは監査法人からスタートし、適切なタイミングでそれ以外の者への拡大を図ることが、効果的かつ現実的」などの指摘もあった。
- 保証の担い手のあり方は、登録要件や自主規制機関を始めとする保証の規律のあり方全体に大きく関わる。専門グループで議論された内容を考慮の上、WGにおいて引き続き柔軟に対応し、グローバルな潮流を踏まえた上で予見可能なロードマップを示すべく、WGで出来るだけ早期に結論を出すことが期待される。

1. はじめに

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、WG)では、SSBJ 基準に基づく有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務の担い手については、監査法人か否かにかかわらず、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者とする方向性が示された。また、保証の担い手が必要に応じて、外部専門家を活用するといったイメージも示された経緯がある。こうした中で、保証業務実施者に関する規律につき詳細な議論を行うことは専門グループに委ねられてきた。今後も継続的に開催される専門グループでの議論も受けて、WG メンバーの意見が聴取されることが想定される。

サステナビリティ情報の開示・保証制度のグローバルな潮流の中で、EU (欧州連合) のサステナビリティに関する規制の簡素化に関わる「オムニバス法案」が公表された。オムニバス法案は、①現行の CSRD (企業サステナビリティ報告指令) の適用対象のうち非上場大企業 (以下、Wave 2) 及び上場中小企業 (以下、Wave3) に対する適用時期を 2 年間延期 (加えて CSDDD (コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令、注 1) の国内法への移行期限・適用時期の延期)、②対象企業の縮小 (CSRD 適用対象企業の閾値としての従業員数を 250 人超から 1,000 人超への引き上げ)、ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) の簡素化、合理的保証の中止などの 2 つの法案からなっている。①を受けて、4 月 3 日に欧州議会、4 月 14 日には EU 理事会において、CSRD の Wave2 及び Wave3 への適用を 2 年間延期することが承認されている。この可決内容は、原則、大手企業への規制の変更を意図していない点を強調したい。

我が国に目を向けると、専門グループでの議論は、第 1 回会合からメンバーの意見は多岐にわたり、特にサステナビリティ情報の保証の担い手については収束の道筋は見えていない。WG (第 7 回) では、専門グループで意見が大きく割れたサステナビリティ情報の保証の担い手に関する意見を以下のように大別する形で、専門グループの座長より報告があった。

- 1) 監査法人に限定すべきでない
- 2) 監査法人に限定すべき
- 3) 当面監査法人に限定し、将来、その他の保証業務提供者を含めることの可否を検討すべき
- 4) その他

以下、本稿セクション 2、3 及び 4 において WG (第 7 回) での専門グループ座長による報告を踏まえて、専門グループメンバーのサステナビリティ情報の保証の担い手に関する意見の概要を紹介・考察する。

2. サステナビリティ情報の保証の担い手を監査法人に限定すべきではないとの意見

企業、弁護士などの専門グループメンバーを中心に「サステナビリティ情報の保証の担い手を監査法人に限定すべきではない」との意見が聞かれた（資料1）。

資料1 サステナビリティ情報の保証の担い手を監査法人に限定すべきではないとの意見

<ul style="list-style-type: none">○企業に担い手の選択肢を与えるべき○市場での競争を通じた質の高まりに期待したい○任意保証も含めれば多くの企業が対象となる可能性もあるため、担い手は限定すべきでない
<ul style="list-style-type: none">○監査法人、その他の保証業務提供者(Non Professional Accountants, 非・職業会計士、以下 Non-PA)がイコールフットリングで参入できるということが重要で、監査人を中心とした制度を参照したとしても、それに引きずられることなく、コアになる部分をよく考えた上で、その他の保証業務提供者も生かすべき○監査法人であれば品質が守られ、それ以外はそうでないと決めるのはどうか。中堅監査法人系以下が参入した際、品質がバラバラになる○大きな ISO 系は、品質管理に対する体制に期待できる部分もある○大手監査法人が4つしかなく、選択肢が非常に少ないというのは問題点。最初から Non-PA を排除するという議論に違和感があり、監査法人が「独占」するのであれば、競争政策や憲法上の問題も考慮すべき
<ul style="list-style-type: none">○現状、時価総額 5,000 億円以上の企業の多くが、その他の保証業務提供者から Scope1・2 について保証(任意)を受けていることを考えると、日本の制度設計について、その他の保証業務提供者(Non-PA)も含めた制度の検討が必要
<ul style="list-style-type: none">○重要性のある情報を絞り込む能力、財務とのコネクティビティや財務諸表の通読検討については、Non-PA と見なされる TIC(試験・検査・認証)インダストリーでも、気候変動、人権の監査、環境の広いデューデリジェンスについて、さまざまな会社のプロセスを確認しており、必ずしも TIC インダストリーではできないということではない

(出所)金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」資料より第一生命経済研究所作成

Scope1・2などの任意保証については、従来から複数の企業が Non-PA から保証を受けているのが現状である（注2）。既に企業がサステナビリティ情報の保証を受けている Non-PA について、業務管理体制確立している可能性があるとのメンバーの発言もあったが、Non-PA の管理体制の実態の検証も踏まえた議論にも期待したい。

3. サステナビリティ情報の保証の担い手は監査法人に限定すべきとの意見

監査法人、投資家、一部学者などの専門グループメンバーを中心に「サステナビリティ情報の保証の担い手は監査法人に限定すべき」との意見が示された（資料2）。

資料 2 サステナビリティ情報の保証の担い手は監査法人に限定すべきとの意見

<p>○誰が保証するかが重要</p> <p>○財務情報との関連性や、財務諸表監査において非財務情報を通読していることを鑑みると、財務諸表監査人を念頭におくのが合理的だが、競争を働かせるという政策も必要</p> <p>○監査法人が主体となり、その他の保証業務提供者を専門家として関与させる体制としてはどうか</p>
<p>○財務諸表監査人がすでにサステナビリティ情報の通読と検討の手続をしていることから、担い手は財務諸表監査人に限定し、財務諸表監査人に ISSA15000 (IAASB(国際監査・保証基準審議会)の「保証基準」) ベースに保証させることが合理的</p>
<p>○有価証券報告書の法定開示の保証であれば、会計プロフェッションの独占業務とするのが最も現実的</p>
<p>○Non-PA は、独立性について対応できたとしても ISQM (IAASB の「国際品質マネジメント基準」) の求める品質管理に組織として対応することや、その他の記載内容の通読・検討において、財務諸表も含めた虚偽表示の兆候に注意を払うことは難しいのではないかと</p> <p>○実態として、チームでのサステナビリティ情報の保証は行っていないところもあると理解している</p>

(出所)金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」資料より第一生命経済研究所作成

仮に業務執行責任者に会計、監査、関連法規等の知識・能力を高いレベルで求める制度設計としたら、実質的には業務執行責任者を担うのは PA (Professional Accountants, 職業会計士、以下 PA)に限定される可能性も否めない。PA が財務諸表監査に従来割いてきた時間がサステナビリティ情報の保証業務に割かれて、財務諸表監査の品質レベルが下がるケースも想定され得るかもしれない。多くの投資家は、財務情報とサステナビリティ情報との関連性の確保に期待しつつも、財務諸表監査及びサステナビリティ情報の保証の品質が担保されるかについて高い関心を持っている。財務諸表監査及びサステナビリティ情報の保証の質の担保の観点から「PA に限定されない (profession-agnostic) 制度」の実効的な枠組み構築に向けた議論に期待したい。PA と Non-PA の連携も含めた諸観点から「profession-agnostic な制度」を導入している欧州の法域の事例の検証も有用であろう。

4. 当面監査法人に限定、段階的に Non-PA の活動を拡大すべきとの意見

さらに、「はじめに」のセクションで紹介した3つに大別された意見のうち、③「まずは監査法人をサステナビリティ担い手として、段階的に Non-PA の活動の場を検討すべき」との意見が、専門グループにおいて聞かれた（資料3）。

資料3 当面監査法人に限定、段階的に Non-PA の活動を拡大すべきとの意見

○OWGで議論しているサステナビリティ情報は、SSBJ基準が対象とするサステナビリティ関連財務開示であり、財務情報の一部である点を改めて確認すべき
○そうした情報の保証を行う場合には、既存の財務諸表監査と整合した体制を整えるべきで、サステナビリティ関連財務開示の保証制度の導入では、段階的なアプローチで、Non-PAの活躍の場を検討すべき
○保証対象企業は当面グローバルで活躍するプライム市場に上場している時価総額5,000億円以上の約300社であり、時間の制約の下で新たな制度を作るのであれば、当初は監査法人に限定するなど、プラグマティックに、段階的に拡大していくことが最も効果的、効率的
○まずは監査法人からスタートし、チーム内にその他の保証業務提供者が入る体制とすべき ○プライム上場企業全てに拡大する際に、資格制度と同時にその他の保証業務提供者を参入させてはどうか
○担い手は監査法人に限定した方がよいが、競争政策の観点からその他の保証業務提供者を入れる必要があるのであれば、当初は監査法人限定として、プライム上場企業全てに拡大するときにその他の保証業務提供者が入るような制度設計とすべき

（出所）金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」資料より第一生命経済研究所作成

また、①、②、③以外では、様々なバックグラウンドのメンバーがいる中、「保証業務実施者に求められる規律の水準をどうすべきかをまず議論した上で、その水準で保証を担えるのは誰か検討していくべき」、「現行制度等様々なこと考えると、監査法人を担い手とするのが合理的だが、新しい制度のため競争政策という観点も考慮すべき」、「監査法人の水準にそろえるのであれば、その水準にその他の保証業務提供者（Non-PA）が対応できるか検討していき、対応できないとなった場合に、それでも競争政策上、その他の保証業務提供者に門戸を開放するというのであれば、保証基準や品質管理等の水準を下げる必要が出てくるが、そうした影響も検討が必要」などの意見もあった。

一連の議論の中で、EUや英国などの海外事例も参考にする余地を指摘するメンバーの意見もあった。ちなみに、本連載において既に紹介した通り、EUにおいては、既に多様なトピックス（気候変動に加えて、人権、生物多様性などを含む）対象としたサステナビリティ報告基準（ESRS）が既に明確化されている。サステナビリティ情報の

保証を行うに当たって、保証業務実施者に対して、サステナビリティ開示・保証の試験（サステナビリティ報告、保証に関する作成基準や要求事項等）・実務訓練を要求することが有用であろう。将来に向けては資本市場におけるサステナビリティ情報の信頼性を担保するうえで、サステナビリティ情報の保証の概念の深い理解に基づき、多様なテーマごと（例えば、気候変動、人権、生物多様性など）の保証手続きにそれぞれ習熟した人材が保証実務に携わることへの関心は高い。

サステナビリティ情報の保証の担い手の業務品質を考察する際には、現状より広範なトピックスに関わる開示基準に加えて、保証基準のあり方がどのように定まるかも重要な判断材料となり得るだろう。専門グループの議論の中で、欧州において CSRD の適用を受ける企業（注 3）の負担を軽くするという点でも、欧州における保証業務実施基準、品質管理、倫理規定、独立性等と同じレベルとすべきであるとの意見もあった。一貫した質の高いサステナビリティ情報の保証提供に向けたグローバル基準として開発された ISSA5000（国際監査・保証基準審議会（IAASB）による「国際サステナビリティ保証基準」）（2024年11月公表）及び、IESSA（国際会計士倫理基準審議会（IESBA）による「国際サステナビリティ倫理・独立性基準」）（2025年1月公表）を踏まえた諸施策に期待したい。

欧州における CSRD との関係で、欧州子会社によるサステナビリティ情報の保証免除規定の適用を受けるためには、日本の保証業務実施者に係る規律が、連結ベースで欧州の規律と同等性が認められるようなものであることが要求される。投資家の視点からは、CSRD の適用義務があるグローバルに事業展開をする日系企業が、欧州のステークホルダーに CSRD の要求に答えていると評価されることで、当該企業の商品・サービスが欧州のステークホルダーに選好される形で競争力を発揮するか否かについても関心があるところであろう。

5. 小括

サステナビリティ関連の制度策定に加えて、実効性のある制度のあり方を考察する際に、信頼できるサステナビリティ情報の提供の前提となる情報の保証品質に資する体制整備の現状掌握及び将来シナリオの具体像に、高い関心を持つ投資家等も少なくない。

サステナビリティ情報の保証に関わる人材への需要が高まる中、いかに我が国における実効性のあるサステナビリティ情報の保証に関わる人材も含めた体制整備を図り得るのか。自主規制団体である日本公認会計士協会による情報の提供もあり、PA に関わる情報は入手し易い一方で、Non-PA の実態の掌握は容易ではない。Non-PA に関するさらなる情報収集を含め、我が国全体を俯瞰する形でサステナビリティ情報の保証に関わる現状及び将来シナリオを掌握した上で、有用な情報が議論の基礎として提供されることが望まれる。

専門メンバーの意見が収斂しない中、議論の深化に役立つ情報を踏まえた議論が専門グループ及び WG において展開され、実効性のある諸施策につながることに期待している。

今回は専門グループにおける議論を取り上げたが、WG（第7回及び8回）における議論の解説に関しては次回に譲ることとする。なお、WG（第7回）（6月5日開催）では、①サステナビリティ情報開示及び保証制度の導入に係るロードマップ、②サステナビリティ情報に係る見積りの更新、③有価証券報告書における SSBJ 基準の適用に係る用語の整理に関し WG メンバーの意見が聴取されている。さらに、WG（第8回）（6月27日開催）においては、金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理（案）」が事務局より提示されている。

【注釈】

- 1) CSDDD は、企業に対して自らの活動が人権と環境に及ぼす悪影響の特定・予防・緩和に関わるデューデリジェンスを義務付けるものである。
- 2) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理（案）は「我が国においては、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量について、現状、時価総額 5,000 億円以上のプライム市場上場企業のうちの約 97%が自主的に自社ウェブサイト等に開示しており、約 76%が自主的に第三者による任意の保証を受けている。また、任意の保証を受けている企業のうちの半数以上が監査法人（そのグループ会社を含む。）以外の者から保証を受けている。」としている。
- 3) CSRD は、2028 会計年度（3月決算企業の場合は 2029 年3月期）から、EU 域内での一定規模以上の経済活動のある EU 域外に本社のある企業グループに対しても、CSRD に基づく連結ベースでの第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を義務付けている。

<続く>